

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
の場合は、  
その翌日)

## 規 則

鳥取県物産館規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十九号

鳥取県物産館規則を廃止する規則

鳥取県物産館規則(昭和三十三年十一月鳥取県規則第四十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県物産館規則を廃止する規則

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関等の指定

健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

鳥取県物産館管理要綱

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

森林法第八十九条の規定による告示

保安林予定森林にする旨の通知

道路の位置の指定

◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の会議の招集

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目六三の六	耳鼻咽喉科、気管食道科	中尾 徳明	昭和四十五年七月十日
野坂医院	米子市蚊屋二八一の二	内科、小児科	野坂 美水	昭和四十五年七月十一日
三代齒科診療所	倉吉市上井二二二	齒科	三代 一成	昭和四十五年七月八日
池田薬局	鳥取市今町一丁目四〇		池田雄次郎	昭和四十五年七月一日
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇の一	産婦人科	益本 宗	昭和四十五年七月一日
永田齒科医院	倉吉市新町一丁目二四六二の三	齒科	永田寿満子	昭和四十五年七月一日

鳥取県告示第五百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐藤 忠男	鳥取市古市一四の一	鳥医 第一五二二号	昭和四十五年七月六日
佐々木 亮	鳥取市古市一四の一	鳥医 第一五二二号	"

鳥取県告示第五百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九條第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九條の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
鳥取県中部医師会 附属休日急患診療所	" 旭日町一八	"
尼西小児科医院	" 山根四八八の八	" 十五日
鳥取県西部 口腔衛生センター	米子市東福原	"
由良齒科医院	東伯郡大栄町 大字由良宿五五六	"
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎 六〇〇の一	" 七月一日
永田齒科医院	倉吉市新町一丁目 二四六二の三	"
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目 三五	" 十六日

鳥取県告示第五百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七條第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	全 国	昭和四十五年六月一日
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富一四三六の一	"	"
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	"	"
尾西小児科医院	" 山根四八八の八	"	一五日
鳥取県西部口腔衛生センター	米子市東福原	"	"
由良歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	"	"
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市宮川町二五六	全(岡山県は申出済)	"
永田歯科医院	" 新町一丁目二四六二の三	全 国	七月一日
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇ノ一	"	"
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	"	一六日

鳥取県告示第五百二十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一五二〇号	貞 光 信 之	昭和四十五年七月一日
" 第一五二二号	佐 藤 忠 男	" 六日
" 第一五二三号	佐々木 亮	"

鳥取県告示第五百二十二号

鳥取県物産館管理要綱を次のように定める。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県物産館管理要綱

(目的)

第一条 この要綱は、鳥取県物産館(以下「物産館」という。)の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

## (開館時間)

第二条 物産館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

## (休館日)

第三条 物産館の休館日は、毎月末日及び一月一日から一月三日までとする。

## (出品の申込み)

第四条 物産館に物産を出品しようとする者は、物産出品申込書(様式第一号)を物産館長(以下「館長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の申込書の提出があつた場合において、当該申込みに係る物産が次の各号の一に該当するときを除くほか、前項の承認をするものとする。

一 善良の風俗を害するおそれがあると認められるものであるとき。

二 物産館の管理上支障があると認められるものであるとき。

## (出品物の委託)

第五条 前条第一項の承認を受けて物産館に物産を搬入しようとする者(以下「出品者」という。)は、出品物委託書(様式第二号)を館長に提出しなければならない。

## (出品物の受託)

第六条 館長は、出品の承認を受けた物産(以下「出品物」という。)が搬入されたときは、当該出品物を確認し、出品物台帳(様式第三号)に記載するとともに、出品物受託書(様式第四号)を出品者に交付するものとする。

## (出品物の陳列及び展示)

第七条 出品物の陳列及び展示は、館長が行なうものとする。

## (出品の廃止の届出)

第八条 出品者は、物産の出品を廃止しようとするときは、あらかじめ出品廃止届(様式第五号)を館長に提出しなければならない。

## (出品物の除去の命令)

第九条 館長は、物産館の管理上特に必要があるときは、出品者に対し出品物の除去を命ずることができる。

## (退館その他必要な措置の命令)

第十条 館長は、物産館の秩序を乱す行為をした者に対して退館その他必要な措置を命ずることができる。

## (委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、物産館の管理に關し必要な事項は、館長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和四十五年七月二十一日から施行する。

## 鳥取県告示第五百二十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月二十一日から施行する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

栃木県足利市 大阪府貝塚市 和歌山県有田郡 広島県三原市 同県御調郡 同県安芸郡

鳥取県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を関金町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

郡	町	大字	字	地番	住 所	氏 名
東伯	関金	山 口	山 矢 樋	一三七八一―二二	大阪市東淀川区 田川通五―七一	竹内 勝衛
"	"	郡 家	牛 尊 谷	六三〇―二八	姫路市飾磨区山崎 五六一	小 椋 教康
"	"	堀	小 谷	四六	鳥取市富安一六七	高 橋 巖
"	"	関金宿	池 谷 口	二二四一―三七	東伯郡関金町関金宿 一一九一	山 本 幸子
"	"	"	沢 谷	二二六〇―一五	"	尾 崎 久義
"	"	"	池 谷 口	二二四二―二五	"	矢 城 金治

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
山 口	明 高	"	山 口	関金宿	明 高	堀	東小ヒ イガ谷	二二四二―一〇	五四〇
山船ヶ谷	五十木	山船ヶ谷	山矢樋	東中曾谷	五十木	堀	二四四六―一一	"	"
一五〇七―五一	三八八―三	一五〇七―四〇	一三七八―八	二五四八―二九	三八八―三	"	"	"	"
倉吉市宮川町一八三	"	"	"	"	"	明高	"	"	"
秋吉 とね	明高	山口	山口	郡家	明高	堀	永田 実	山崎 龜藏	山田 武男
小山 長造	小山 長造	山本 精則	鉄本 康成	山田 武男	山崎 龜藏	永田 実	和 田 むめ		

鳥取県告示第五百二十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市耳字池谷、広瀬字西山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）、菅原字割谷二三一から二三七まで、字備中屋敷二三八から二四〇まで、字獅々穴二四二、二四三、字白金谷二四四、字船谷二六五から二六九まで、二七〇の一、字吞水二二六の一、字中倉里二四一の一、字白金谷二四五の一、二四六の一、字鷹の巣二四七から二四

九まで(以下七筆について次の図に示す部分に限る。)

(一) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字寺谷九四二の一、大字助谷字大島谷二〇六の一、字陽東谷三二の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、三二の三、大字笏賀字鳥越へ四七一、字岩井手四五〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四五〇の二、大字牧字恩谷五八八の一、五八八の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字余戸字大原一一七六の三、字三原谷一一七九の三、字大平原一一八一の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字捨ヶ谷一一三五の一、字又毛谷右平一一八四の一、大字奥本字本谷六九一の四、六九二の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

五 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字笹ヶ谷七八三の次八、七八三の次九、字地岡七八九の次四、七八九の次七から七八九の次一八まで、字奥山九三五の一

(二) 指定の目的

- 水源のかん養
- 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年七月十三日道路の位置を指定

したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市栄町一四〇一	鳥取市湖山町字下外浜一三〇三ノ五の一部	幅員 四・四〇メートル
株式会社鳥取県開発事業団	一三〇三ノ一五	五・六〇メートル
代表取締役 森岡祐太良	一二七八ノ一一	六・〇〇メートル
	一二七八ノ一二	七・〇〇メートル
	一二七八ノ二五	六九四・〇〇メートル
	一二七八ノ二六	延長
	一二七八ノ五の一部	
	一二七八ノ六	
	一二六五ノ二	
	字下浜 一九四ノ一六の一部	
	一九四ノ一九六	
	一九四ノ一三〇	
	一九四ノ一三一	
	字鐘鑄場 一三三九ノ一四の一部	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年七月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十五年七月二十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町県教育委員会委員室

三 議題 (1) 県立学校管理規則の一部改正について

(2) その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】